

## ◆ I B F 中央交渉妥結②

### I B F（国際労使交渉フォーラム）協約の役割

福利厚生・教育訓練の拡充に向け、非居住特別組合員の労働条件・環境の改善

日本商船隊のF O C船（便宜置籍船＝Flag of Convenience 船）に乗り組む、外国人船員（非居住特別組合員）の賃金を決定するI B F中央交渉が9月1日から9月3日まで開催され、妥結した。交渉はI T F本部（英国・ロンドン）で労使対面方式で行われ、コロナ禍のため英国で直接参加できない各国のI T F加盟船員組合や、船主および船員雇用会社などはW e bによる参加の、ハイブリッド形式での交渉が行われた

### I B F 地域交渉

I B F地域交渉が10月5日（第1回交渉）・10月19日（第2回交渉）にW e b形式で開催され、本組合とともに、国際航海に従事する日本商船隊に乗り組む外国人船員の70%強を占めるフィリピン人船員の代表であるA M O S U Pが、I M M A J（オブザーバーとして、P J M C C：フィリピン・日本船員雇用者団体協議会も出席）との交渉を行った。

外国人船員を代表するA M O S U Pが地域交渉に参加するのは、2013年・2018年の交渉ラウンドに引き続き3回目となる。

この船員供給国組合が受益船主国（日本）とともに交渉に参加する枠組みは、I T Fの定めるメキシコシティポリシー（F O C船に乗り組む外国人船員の最低基準を定めるポリシー）、I T F船員憲章ポリシー（組合が果たすべき船員への権利義務を定めたポリシー）などにおいて、努力目標として記載されており、I T F加盟組合内においてもこの交渉形態を確立することができていない組合が多く存在する。

この、船員供給国の組合が交渉に直接参加できる仕組みは、外国人船員の要望が船員供給国組合を通じ正しく認識でき、適切な労働条件の改善、福利厚生・教育訓練の拡充につながるものであり、インド人船員組合も同様の形態を有している。

### 第1回地域交渉

第1回交渉においては、コロナ禍における船員の労苦（船員交代の困難さに起因する長期乗船問題）などがA M O S U Pから現場代表の声として表明され、船主側へ船員に対する適切で公平な対応を求めた。

また、本組合もコロナ禍において労使が協力することにより、今のところ最大の危機は乗り切れているが、どのような変化が生じるか予測できない。今後も外国人船員がモチベーションを維持し、日本商船隊の安全運航に寄与できる環境の構築を求めた。

船主側も、コロナ禍における船員の協力に謝意を表明するとともに、今後も引き続きの協力を求めたいとした。

第1回交渉において、この難局を乗り越えるため労使の協力が不可欠であること、船員に対する適正な評価を行うことについてコンセンサスを形成し、賃金水準を精査するための作業委員会設置を確認した。

第1回交渉の終了後、第2回交渉までの間、J S U事務局、I M M A J事務局間での作業、J S U事務局とA M O S U P事務局とのW e b会議などを鋭意開催し、連絡を密に作業を行い、交渉委員会に上申するための賃金表を作成した。

## 第2回IBF地域交渉

第2回交渉においては、2022年以降の外国人船員の賃金について、作業委員会からの作業報告を受け、日比労使交渉委員の合意に至った。

最後に、日本商船隊に乗り組むフィリピン人船員の重要性、エッセンシャル・ワーカーとして船員の重要性、船員のコロナ禍におけるさまざまな協力などに対して、日比労使から改めて見解が示された。

### 合意内容

単位：US\$

	2022年1月1日～		2023年1月1日～	
A B 船員基本給	653		658	
	増額	12	増額	5
A B 船員手取り総賃金	1,454		1,464	
	増額	23	増額	10

※その他の職種は、職務間の賃金差率（職間バランス）を用い計算

「海員だより」